

「新しい生活様式」啓発ポスターコンクール応募規約

- ①応募作品はご本人のもので、未発表のもの1人1点とします。
- ②応募者は、親権者であるご父母または保護者の方のご同意を得た上でご応募下さい。
- ③応募方法は郵送に限ります。また、作品の郵送料に関しては応募者の自己負担といたします。また、作品応募に関する画用紙代、応募申込書の印刷代などもすべて自己負担といたします。
- ④紙、糸などの立体物をコラージュした作品、また、規定のサイズを上回る作品は、選考対象外となります。
- ⑤応募作品は、著作権(企業ロゴ、アニメキャラクターなどを含んだ作品・題名)、商標権、肖像権など第三者の権利の無断使用にあたる応募を禁じると共に、該当の作品は応募の対象外とします。権利侵害などの問題が発生した場合は、当該作品の出展者及びその親権者がその責任を負うこととします。
- ⑥応募必須記載事項に虚偽があった場合、もしくはその可能性があると判断した場合、応募者に事前に通知することなく、応募を無効にすることがございます。
- ⑦応募に関して不正な行為があった場合、受賞の権利を取り消させていただく場合がございます。
- ⑧応募いただいた作品に対して、各賞の入賞の可否に関する審査は公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会及び公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会の指定する人物及び団体に一任します。
- ⑨各賞の入賞作品の応募者に対してのQUOカード及び図書カードを除いて、応募いただいた作品に対する対価の支払いはいたしません。
- ⑩応募いただいた作品の内、各賞に入賞された作品につきましては公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会のホームページにて公表いたします。公表された作品に対するQUOカード及び図書カード以外の対価の支払いはいたしません。
- ⑪応募期間である2020年6月1日～2020年7月31日以外の作品の応募に対しては審査の対象外といたします。
- ⑫ご応募いただきました作品に対する所有権は応募いただいた後に、公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会に移転されます。また作品に関しては応募いただいた後には返却いたしませんので、ご了承下さい。
- ⑬応募いただいた作品に対する入賞審査終了の後、審査結果をホームページにて公表を行いますが審査結果に対する異議申し立ては一切受けつけません。
- ⑭応募いただいた作品は、当団体の許可する団体や関係機関などに、作品や作品の複製物を配布し、啓蒙活動に使用する場合があります。またその場合の作品使用に関して、作品の本コンクールへの応募者への対価の支払いはいたしません。
- ⑮作品出展の申し込みをされた時点で、本応募規約のすべての項目に同意したものといたします。

【問い合わせ先】

公益社団法人 日本青年会議所 九州地区 長崎ブロック協議会

担当 長崎の安全保障確立委員会 委員長 清水多聞

TEL：090-8393-2520